

# 議第138号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

## 2 改正の内容

企業立地促進法の一部改正により、法律の題名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称「地域未来投資促進法」）」に改められたことに伴い、条例の題名を改めるとともに、引用条項の移動に係る規定の整理を行います。

## 3 条例の概要

工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場（製造業等に係る工場又は事業場で、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上のものをいいます。以下同じ。）の緑地面積率等（緑地又は環境施設の面積の敷地面積に対する割合をいいます。以下同じ。）に係る規制の緩和

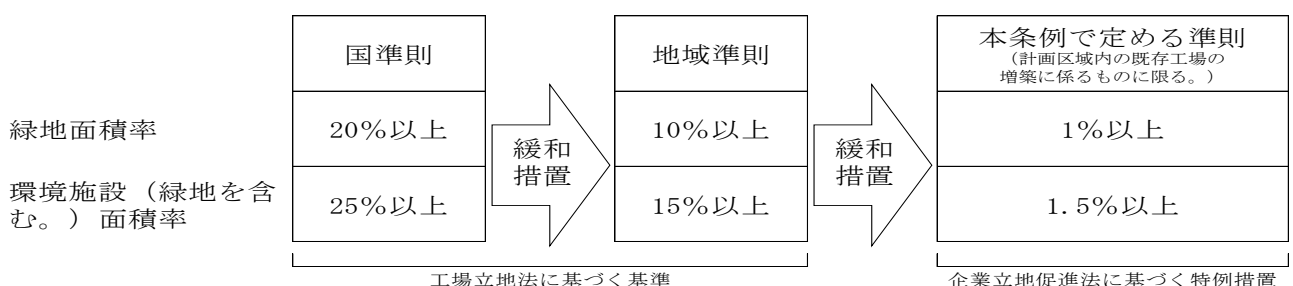
特定工場の緑地面積率等は、原則として工場立地法第4条第1項の規定に基づき国が公表した準則（以下「国準則」といいます。）に定める率又は同法第4条の2第1項の規定により、別に定める準則（以下「地域準則」\*といいます。）に基づき定める率以上とするよう定められています。

この例外として、企業立地促進法第10条第1項の同意基本計画の計画期間内に限り、同計画において特に重点的に企業立地を図るべきとして定めた区域内においては、市町村が別に条例で定める準則により、緑地面積率等を緩和することができる旨の特例措置が設けられており、本条例において、同区域内の既存工場（昭和49年6月28日において、設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場）の増築に係る緑地面積率等の特例を定めています。

### \*地域準則

呉市の地域準則とは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第44条第1項の規定により呉市が定めた準則とみなされる「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成17年広島県条例第5号）」のことをいいます。

### <工業地域・工業専用地域の緑地面積率等>



#### 4 施行期日

平成30年4月1日

#### 5 新旧対照表

現 行	改正案
<p><u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例</u></p> <p>例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>企業立地促進法</u>」という。）第<u>10条第1項</u>の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（平成10年大蔵省，厚生省，農林水産省，通商産業省，運輸省告示第1号）又は工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成17年広島県条例第5号）において定められた準則（以下「<u>広島県地域準則</u>」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>	<p><u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例</u></p> <p>—</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>地域未来投資促進法</u>」という。）第<u>9条第1項</u>の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（平成10年大蔵省，厚生省，農林水産省，通商産業省，運輸省告示第1号）又は工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成17年広島県条例第5号）において定められた準則（以下「<u>広島県地域準則</u>」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>
<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この条例は、本市における<u>企業立地促進法第10条第1項</u>に規定する区域内の既存工場（昭和49年6月28日において、設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場をいう。以下同じ。）について適用する。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この条例は、本市における<u>地域未来投資促進法第9条第1項</u>に規定する区域内の既存工場（昭和49年6月28日において、設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場をいう。以下同じ。）について適用する。</p>